

長時間労働者関係 ・ 高ストレス者関係 【該当するものを選択】

面接指導結果報告書					
対象者	氏名	津山 三 郎		事業場名	岡山機器販売株式会社
	年齢	35 歳	男・女	電話番号	086-000-0000
勤務の状況 (労働時間、 労働時間以外の要因)					
疲労の蓄積の状況 【長時間労働者のみ】	0. (低)	1.	2.	3. (高)	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;"> 太枠の部分にご記入ください (記入例赤字) </div>
心理的な負担の状況 【高ストレス者のみ】	(ストレスチェック結果) A. ストレスの要因 _____ 点 B. 心身の自覚症状 _____ 点 C. 周囲の支援 _____ 点			(医学的所見に関する特記事項)	
その他の心身の状況	0. 所見なし 1. 所見あり ()				
面接 医師 判定	本人への指導区分 ※複数選択可	0. 措置不要 1. 要保健指導 2. 要経過観察 3. 要再接触 (時期:) 4. 現病治療継続 又は 医療機関紹介			(その他特記事項)

就業上の措置に係る意見書									
就業区分	0. 通常勤務 1. 就業制限・配慮 2. 要休業								
就業上の措置	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">労働時間の短縮 (考えられるものに○)</td> <td>0. 特に指示なし</td> <td>4. 変形労働時間制または裁量労働制の対象からの除外</td> </tr> <tr> <td>1. 時間外労働の制限 _____ 時間/月まで</td> <td>5. 就業の禁止 (休暇・休養の指示)</td> </tr> <tr> <td>2. 時間外労働の禁止</td> <td rowspan="2">6. その他</td> </tr> <tr> <td>3. 就業時間を制限 時 分 ~ 時 分</td> </tr> </table>	労働時間の短縮 (考えられるものに○)	0. 特に指示なし	4. 変形労働時間制または裁量労働制の対象からの除外	1. 時間外労働の制限 _____ 時間/月まで	5. 就業の禁止 (休暇・休養の指示)	2. 時間外労働の禁止	6. その他	3. 就業時間を制限 時 分 ~ 時 分
	労働時間の短縮 (考えられるものに○)		0. 特に指示なし	4. 変形労働時間制または裁量労働制の対象からの除外					
			1. 時間外労働の制限 _____ 時間/月まで	5. 就業の禁止 (休暇・休養の指示)					
		2. 時間外労働の禁止	6. その他						
3. 就業時間を制限 時 分 ~ 時 分									
<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">労働時間以外の項目 (考えられるものに○を付け、措置の内容を具体的に記述)</td> <td>主要項目</td> <td>a. 就業場所の変更 b. 作業の転換 c. 深夜業の回数の減少 d. 昼間勤務への転換 e. その他</td> </tr> <tr> <td>1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3)</td> <td></td> </tr> </table>	労働時間以外の項目 (考えられるものに○を付け、措置の内容を具体的に記述)	主要項目	a. 就業場所の変更 b. 作業の転換 c. 深夜業の回数の減少 d. 昼間勤務への転換 e. その他	1)		2)		3)	
労働時間以外の項目 (考えられるものに○を付け、措置の内容を具体的に記述)		主要項目	a. 就業場所の変更 b. 作業の転換 c. 深夜業の回数の減少 d. 昼間勤務への転換 e. その他						
		1)							
		2)							
	3)								
措置期間	_____ 日・週・月 又は _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日								
職場環境の改善に関する意見 【高ストレス者のみ】									
医療機関への受診配慮等									
その他 (連絡事項等)									

医師の所属先	年 月 日 (実施年月日)
	医師氏名 (押印不要)

※ 本報告書及び意見書は、労働安全衛生規則第 52 条の 6 の規定 (事業者は面接指導の結果の記録を作成し、これを 5 年間保存すること。当該記録は労働者の疲労の蓄積の状況、心身の状況、事後措置に係る医師の意見等を記入したもの) 及び同規則第 52 条の 18 の規定 (事業者は面接指導の結果の記録を作成し、これを 5 年間保存すること。当該記録は労働者の心理的な負担の状況、心身の状況、事後措置に係る医師の意見等を記入したもの) に基づく面接指導の結果の記録に該当するものです。